

学校法人大淀学園内部通報に関する規程

制 定 平成23年3月29日

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、学校法人大淀学園（以下「学園」という。）における内部通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、法令違反行為等の早期発見と是非を図り、もって、学園におけるコンプライアンス体制の強化に資することを目的とする。

2 この規定において「内部通報」とは、学園の教職員等（学園に籍があるかを否かを問わず学園において業務に従事する者及び学園の学生、生徒またはこれらであった者をいう。以下同じ。）が、次の各号に掲げる事実を学園に通知することをいう。

(1) 法に定める通報対象者事実（法令違反行為）

(2) 学園における教育活動、研究活動または業務運営にあたってなされた不正行為（窓口）

第2条 内部通報の受付窓口（以下「窓口」という。）を法人事務局に設置する。

(通報の方法)

第3条 窓口の利用方法は、電話、電子メール、FAX、書面及び面会とする。

(調査)

第4条 学園は、内部通報が行われた場合、当該通報内容の事実関係について調査しなければならない。

2 理事長は、前項の目的を達するため、学園の教職員からなる調査チーム（以下「調査チーム」）を設置することができる。

3 調査チームには、学外者を加えることができる。

(協力義務)

第5条 学園の教職員は、第4条に規定する調査（以下「調査」という。）に際して協力を求められた場合には、これに協力しなければならない。

(是正措置)

第6条 調査の結果、第1条第2項の各号に掲げる事実が明らかになった場合には、理事長は、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(通報者の保護)

第7条 学園は、通報者（内部通報を行った学園の教職員等をいう。以下同じ。）が通報したことを理由として、当該通報者に対して解雇その他いかなる不利益を与える取扱いも行ってはならない。

2 学園は、通報者が通報したことを理由として、当該通報者の職場環境等が悪化することのないように、適切な措置を執らなければならない。また、通報者に対して不利益を与える取扱や嫌がらせ等を行った者がいた場合には、学校法人大淀学園就業規則（以下「就業規則」という。）または学園の定める規程等に従って処分を課することができる。

(個人情報保護)

第8条 内部通報を受けた学園の教職員及び調査チームの構成員その他内部通報の処理に関与した者は、職務上知り得た個人情報を他に漏らしてならない。学園は、当該個人情報を正当な理由なく他に漏らした者に対し、就業規則または学園の定める規程等に従って処分を課することができる。

(通知)

第9条 学園は、通報者に対して、調査結果及び是非結果について、被通報者（その者が第1条第2項の各号に掲げる事実を行った、行っているまたは行おうとしていると通報された者をいう。）のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

(不正の目的の通報)

第10条 通報者は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他不正の目的の内部通報

を行ってはならない。学園は、そのような内部通報を行った者に対し、就業規則または学園の定める規程等に従って処分を課することができる。

(所管)

第11条 内部通報に関する事務は、法人事務局において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、学園における内部通報に関する必要な事項は、理事長が定める。

(規程の変更)

第13条 この規程を変更しようとするときは、理事会の審議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。